

「年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム記録訂正事跡確認システム)サーバ設備等のリース及び保守業務等(令和10年度～令和16年度)一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について

令和8年7月
日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
1	調達仕様書 P.3 要件定義書 P.28	表 1.5.2.1 項番 3 表 4.11.3.2	調達仕様書「表1.5.2.1 年金情報総合管理・照合システム処理概要」の年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索機能)機能の検索対象に「画像データ」の記載がございます。 画像は既に圧縮済のため重複排除・圧縮機能の効果が非常に薄く、圧縮前提の過少な容量で構成した場合、早期に実容量を消費します。一般的にストレージは使用率が90%を超えると、著しいレスポンス遅延や新規保存不可による業務停止など致命的な障害を招きます。システムの安定稼働のため、本件は削減機能に依存せず、要件定義書「表 4.11.3.2 ストレージ要求仕様」に記載の実行容量を物理実容量で100%確保する構成との認識ですが相違ないでしょうか。	ご認識のとおり、要件定義書「表 4.11.3.2ストレージ 要求仕様」に記載の実効容量を満たす構成で提案願います。
2	調達仕様書 P.4	1.6.2 契約延長 (1)	契約延長時、「ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」、「なお、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することし、対応条件及び対応方法等について、協議の上、決定する。」とございますが、協議内容について市場価格の動向と技術革新、延長時の状況を鑑みて、契約金額について貴機構と協議することができるとい認識で相違ないでしょうか。 また、「1年を超える契約延長の場合、ソフトウェア製品保守経費は、延長後の全ての期間において同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。｣につきまして、全ての期間において保証することは困難な為、文言の見直しがご検討をお願いいたします。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(1)」に記載のとおり、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、本受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することし、対応条件及び対応方法等について、協議を行うこととします。 また、定量的な数値の証明の例としては、保守物品の価格高騰等による標準価格への影響を記載した製品メーカーの公式な書面等が該当します。 なお、1年を超える契約延長時においても、同様に協議を行うこととします。
3	調達仕様書 P.4	1.6.2 契約延長 (1)	「また、契約期間満了後、継続して契約を行う場合には、その期間についてもシステムの保守を行うこと。 なお、本契約の契約変更及び延長契約に際しては、価格交渉に応じること。 1年を超える契約延長の場合、ソフトウェア製品保守経費は、延長後の全ての期間において同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。｣の記載がございますが、製品によっては年単位ではない場合におきまして、年単位費用で協議させていただきますようお願いいたします。 また、製造元の都合により予期せずサポートの提供が終了してしまう可能性がございます。その場合、同等のサービスの提供が困難となるため、想定外のサポート終了が判明した時点で別途協議をさせていただきますようお願いいたします。 上記2点について、協議可能な旨を調達仕様書へ記載頂けますようご検討をお願いいたします。	延長契約の期間が1年に満たない場合においても、原契約における月次のハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費と同額又はそれ以下で提供願います。 また、「有償サポート契約の締結」、「納品時点における契約期間を満たす製品の選定」等の対応を行ってもなお、製造元の都合によりセキュリティパッチ等の提供が本調達の契約期間内に終了することとなった製品については、受託者、関連事業者及び機構は、後続製品への切替え、バージョンアップ等の対応要否を判断するため、協議を行うこととします。
4	調達仕様書 P.4	1.6.2 契約延長 (1)	「契約延長(最大1年を想定)を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能とすること。」との記載がございますが、令和17年6月末までの契約延長を考慮した場合、最大で約8年間使用することとなります。 マイクロフィルムスキャナのメーカーの保守提供可能な期間が最長5年までと回答が来ております。 そのため、契約延長を含む契約期間中に、製品のサポート期間の終了が避けられない場合は、予め機器を確保することや機器を交換して対応することも可能とするよう、要件緩和のご検討をお願いいたします。	要件定義書「4.15.2②(ⅲ)」に記載のとおり、製品のサポート期間の終了が避けられない場合は、機構及び関連事業者と協議の上、影響を最小限にとどめ、受託者の負担と責任において、後続製品への切替又はバージョンアップ対応を実施願います。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
5	調達仕様書 P.4	1.6.2 契約延長 (2)	「(2)延長後の全ての期間において、ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費を除く月額のリース料を、本調達のリース料の1/12以下とすること。また、延長期間に1か月に満たない日数がある場合は、当該期間を日割りとすること。」とございますが、日割りの対象はリース対象部分で、ハードウェア保守経費、ソフトウェア製品保守経費は対象外の認識ですが相違ないでしょうか。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(2)」に記載のとおり、延長期間に1か月に満たない日数がある場合、リース料及びシステム運用経費については利用日数に応じた日割りでの対応を願います。 また、ハードウェア製品保守経費及びソフトウェア製品保守経費についても、利用日数に応じた日割りでの対応を願います。 なお、製品ごとに日割りに関する協議は可能なため、受託者にて、その妥当性を証明願います。
6	調達仕様書 P.4	1.6.2 契約延長 (3)	契約期間の延長により、部分集約を行う場合、部分集約に伴う納入成果物の変更、環境変更、動作検証等の追加作業が発生する認識です。当該追加作業は、部分集約に伴う産廃経費の変更契約を実施する際に、貴機構と協議の上あわせて変更契約を行う認識ですが相違ないでしょうか。	部分集約を行う場合、変更契約と併せて、部分集約に伴う追加作業に関する対応について、協議を行うこととします。
7	調達仕様書 P.2 要件定義書 P.5 別紙2 関連事業者との役割分担表	表 1.4.2.1 表 3.2.2.1 項番136	調達仕様書1.4.2.1「関連事業者一覧」及び要件定義書3.2.2.1「システムインターフェース一覧」において、仮想化基盤の運用管理を担う統合運用管理事業者との連携が前提となる構成と認識しております。 そのため、受託者は設計・構築工程においては、運用条件、監視条件及び仮想化基盤の各種パラメータ設定内容について、ヒアリングシートの内容をもとに統合運用管理事業者と調整が必要と理解しました。 認識相違ない場合、統合運用管理事業者と受託者の調整内容について仕様書・要件定義書に記載いただく必要があると考えます。 見積精緻化のために、受託者の作業項目として以下を明記いただくようお願いいたします。 ----- 受託者は、本システムの運用条件、監視条件等を考慮し、統合運用管理事業者から提供されたヒアリングシートに対して、回答を作成する。統合運用管理事業者は、ヒアリングシートを元に仮想化基盤の各種パラメータ設定を行うこと。 受託者は、ヒアリングシートの作成から各種パラメータ設定までの期間中、統合運用管理事業者との質疑応答や追加資料の要望がある場合、その対応を行うこと。	関連事業者との調整及びヒアリングシートの作成等、構築期間中の役割については、「別紙2関連事業者との役割分担表」を参照願います。
8	調達仕様書 P25	表4.2.5.1	機器ごとに納品期限および設置場所が異なる場合は、仕様書に明記いただき、要件を明確化いただくようお願いいたします。	納品期限については、調達仕様書「1.8 作業スケジュール(4)」に記載のとおりです。 また、機器設置場所の詳細については、閲覧資料を参照願います。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
9	要件定義書 P10 P25	表4.3.1.2 項番4 表4.11.1.1 項番2	要件定義書表4.11.1.1 システム環境概要において、稼働維持環境では障害発生時の検証として「再現テスト、調査、分析、復旧手順の検証等を行う」と記載されております。 一方で、本書環境のL3スイッチは2台による冗長構成であるのに対し、稼働維持環境は1台構成となっているため、障害発生時の切替え等の一部復旧手順については、稼働維持環境で十分な検証を実施できない可能性があります。 そのため、本書環境リリース前の事前検証および障害発生時の検証を確実に実施する観点から、稼働維持環境においても本書環境と同様の2台構成のご検討をお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。 なお、受託者において、一部復旧手順について、十分な検証ができないと判断する場合は、必要となる機器を追加する提案を妨げるものではありません。
10	要件定義書 P10 P12 別紙2 関連事業者との役割分担表	表4.3.1.2 項番6 4.5.1(2)	負荷分散装置は要提案となっておりますが、要件定義書「②物理サーバの可用性要件」において「原則、Active-Active構成とし、処理分散を前提とした機器リソースの有効活用を図ること」と明記されております。 そのため、負荷分散装置自体は本システム構成上必須であると考えており、本項目における「要提案」の対象は、台数および製品選定（物理負荷分散装置又は仮想負荷分散装置）であるとの認識で相違ないでしょうか。 また、物理負荷分散装置と仮想負荷分散装置では、構築および試験における役務分担が異なるものと理解しております。一方で、別紙2の役割分担では仮想負荷分散装置を前提とした整理となっているように見受けられます。 例として、仮想負荷分散装置の場合は構築作業を統合運営が主体的に実施する役務分担となる一方、物理負荷分散装置の場合はハード業者が構築および試験を主体的に実施するなど、工程ごとの担当範囲に差異があるものと考えております。 そのため、物理負荷分散装置および仮想負荷分散装置を採用した場合の役務分担について、それぞれ明記をお願いいたします。	ご認識のとおり、台数及び製品選定は受託者の提案に委ねます。 また、環境構築、設計役務については、要件定義書「4.11.9 設計及び構築要件」を参照願います。
11	要件定義書 P10	表4.3.1.2 項番6	要件定義書「表4.3.1.2調達対象のハードウェア製品」にて、負荷分散装置が要提案となっておりますが、スペックの記載がありません。 製品選定の際に必要な情報となりますので、以下情報の明記をお願いいたします。 ・性能（負荷分散スループット、SSLスループット、SSLTPS） ・接続機能 以下の機能をサポートしていること。 ・IP アドレス、ポート番号、プロトコルによるアクセス制御。 ・cookie-URL リライトによる一意性保証。 ・アプリケーション監視機能(L7 ヘルスチェック)。 ・ロードバランス機能(ラウンドロビン)。 ・VLAN 機能(ポート、タグ(IEEE802.1Q))。 ・SSL アクセラレータ機能。 ・VLAN/ポート監視によるクラスタ切替え機能。 ・クラスタ構成による冗長化。 ・その他 要求仕様に係る構成を実現する上で必要となるハードウェア製品又はソフトウェア製品等については、全て用意すること。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
12	要件定義書 P21	4.10.3(4)	「情報システムの構築等又は運用・保守若しくは点検の際に導入する製品（ハードウェア製品及びソフトウェア製品）については、当該情報システムのライフサイクル(システム利用期間の終了まで)におけるサポート(部品、セキュリティパッチの提供等)が継続される製品を導入すること。」とございますが、 本調達時点でサポートライフサイクルポリシーが公表されていない製品については、後継製品に更新する場合の費用について、お見積りを実施することが困難です。 更新が必要と判明した時点で、更新に係る影響調査を実施の上、費用や更新有無について貴機構と別途調達いただく等要件の緩和をご検討お願いいたします。 また、本調達のソフトウェア製品については、納入製品が指定されておりますため、受託者による製品選定が困難となります。製品開発元のライセンス体系変更等による予期せぬサポート提供の打ち切りが発生した場合は、後継製品への切替にかかる対応等について別途調達いただく等要件の緩和をご検討お願いいたします。 上記2点について、調達仕様書へ記載いただけますようご検討お願いいたします。	項番3を参照願います。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
13	要件定義書 P28	表4.11.3.2 項番2	ストレージの要求仕様におけるホストインターフェースについて、「ファイバチャネル(32Gbit/s)インターフェース×4ポート以上であること」との記載がございますが、環境ごとに必要なインターフェースは異なると理解しております。そのため、環境ごとに搭載するインターフェースについて記載の見直しをお願いいたします。	ご指摘を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
14	要件定義書 P31	表4.11.3.7	マイクロフィルムスキャナに係る役務範囲については、機器の提供、製品サポートサービスの提供、導入および撤去を想定しております。本製品に係る設計・構築、移設、問合せ対応、障害対応等についても本調達の役務範囲に含まれる場合には、対象となる役務の明記をお願いいたします。	対象となる役務については、調達仕様書「4.1.1(1)役務項目」に記載の役務を実施願います。 なお、移設等が発生した場合、関連事業者にて移設及び移設後の動作確認を実施する想定のため、移設に係る作業支援について対応願います。
15	要件定義書 P36	表4.11.7.1	表4.11.7.1機器要件にて、設置拠点C・設置拠点Dともに「原則、マシン室に予め設置されているラックを利用すること。」と記載がございます。ラックの型番については閲覧資料、マシン室に関する資料に記載されている認識ですが相違ないでしょうか。 またマシン室に予め設置されているラックの大きさについては、項番4に記載されているEIA規格に準拠した19インチラックという認識ですが相違ないでしょうか。	マシン室に予め設置されているラックは、EIA規格19インチラックとなります。 詳細については、閲覧資料「マシン室に関する資料」を参照願います。
16	要件定義書 P36	4.11.8(1)	4.11.8機器搬入出及び設置に係る要件(1)において「役務の実施上必要となる関連事業者との調整及び支援等作業に係る一切の費用並びに必要となる物品等についても本調達に含む点に留意すること。」と記載がございます。 見積もりを精緻化のため、役務の実施上必要となる関連事業者の詳細の明記をお願いいたします。また想定される支援等作業については表4.11.8.1納品役務概要に記載されている作業を対象とする認識ですが相違ないでしょうか。	機器納品に伴う機器搬入出及び設置については、調達仕様書「4.2 関連事業者の一覧」に記載の関連事業者と調整願います。 また、機器搬入出及び設置に係る支援等作業については、要件定義書「表 4.11.8.1納品役務概要」に記載のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
17	要件定義書 P38	4.11.8 (2)②	「なお、ケーブル敷設については、参考資料「マシン室に関する資料」に従い、敷設または敷設依頼を実施すること。」と記載がございますが、ケーブル敷設の実施について受託者が敷設もしくは敷設依頼の選択ができるという認識ですが相違ないでしょうか。 また敷設依頼する場合の依頼先や諸条件等はマシン室に関する資料に記載されているという認識ですが相違ないでしょうか。	ケーブル敷設の実施については、要件定義書「4.11.8(2) 組上げ要件」に記載のとおりです。 詳細については、閲覧資料「マシン室に関する資料」を参照願います。
18	要件定義書 P46	4.15.2 (2)②	「4.15.2 保守業務の要件」において、入電後の一次回答は2時間以内、復旧作業は4時間以内に行う旨の記載が追加されております。一方、別紙3 SLAでは「復旧作業開始まで4時間以内」との記載となっており、両者で対象範囲が異なるように読み取れます。つきましては、別紙3 SLAの記載(＝復旧作業開始まで4時間以内)が正である、という認識ですが相違ないでしょうか。	「別紙3_サービスレベル設定項目」の項番2に記載のとおり、復旧作業開始を4時間以内に実施願います。
19	要件定義書 P46	4.15.2 (2)②	4.15.2保守業務の要件(2)②の保守対応時間について、本番環境障害時は24時間365日の対応が求められているという認識ですが、マイクロフィラムスキャナの製品ベンダーより、保守対応は平日9:00～17:00の受付・対応であるとの回答を受けています。 当該製品についてはベンダー対応が障害復旧の前提となることから、当該製品に関してはベンダーの保守提供時間に準じた対応条件へ緩和のご検討をお願いいたします。	保守対応時間については、「要件定義書 4.15.2(2)表 4.15.2.1」に記載の当該時間帯において、問い合わせ及び障害対応等の保守対応を実施願います。
20	別紙2 関連事業者との役割分担表	項番356	「サーバのファームウェア適用においては、機器停止を伴う作業が必要であると理解しています。機器停止の実施は、運用管理者以外に仮想化基盤の停止観点で、仮想化基盤管理事業者の作業協力が必要となる認識ですが相違ないでしょうか。 認識相違ない場合、別紙2への記載をお願いいたします。	機器停止を伴う作業の役割分担については、「別紙2_関連事業者との役割分担表」を参照願います。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
21	要件定義書 P21	4.10.3(4)	要件定義書の要求仕様の中で、仕様書の保守期間で定められている令和16年5月31日(最大1年延長可能性有り)まで同一バージョンのサポートを保証できない製品が指定されております(VMware等)。後続製品も未定の状況ですが、入札広告時点で製品状況が未定の場合の、保守期間が短くなる、またはセキュリティ要件(パッチ適用必要要件が無くなる等)が緩和される等、現状検討している緩和要件があれば教示ください。	項番3を参照願います。
22	要件定義書 P27	表 4.11.3.1	要件定義書の表4.3.1.2でFCスイッチは要提案となっておりますが、表4.11.3.1の項番5でFC1、FC2のインターフェースを搭載することが要求されております。ベンダー側がFCスイッチを提案しない場合、このインターフェースは不要の認識で良いでしょうか。	ご指摘を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
23	要件定義書 P32 P33	4.11.4	要件定義書の表4.11.3.1で、各環境の仮想化基盤サーバ要件でリソースが記載されており表4.11.4.1～表4.11.4.3では、割当数が指定されていますが、割当数においては必要最低限のスペックの認識で良いでしょうか。	要件定義書「表 4.11.4.1本番環境及び稼働維持環境の仮想サーバ CPU割当て要件」、「表 4.11.4.2本番環境及び稼働維持環境の仮想サーバメモリ割当て要件」及び「表 4.11.4.3本番環境及び稼働維持環境の仮想サーバ ディスク容量割当て要件」に記載のとおり、要求仕様を満たす数量を記載しています。